

平成 28 年度 県立相模原中等教育学校 不祥事ゼロプログラム

県立相模原中等教育学校

県立相模原中等教育学校は、不祥事の発生をゼロにすることを目的として、次のとおり不祥事ゼロプログラムを定める。

1 実施責任者

県立相模原中等教育学校不祥事ゼロプログラムの実施責任者を校長とし、副校長・教頭・事務長がこれを補佐する。

2 目標及び行動計画

(1) 法令遵守意識の向上（4月・10月）

ア 目標：生徒・保護者の信頼に応える教育を目指し、教育公務員としての責任を自覚し、法令遵守意識の向上を図る。

イ 行動計画

- i) 神奈川県職員行動指針に基づいて行動する。
- ii) 啓発資料配布、注意喚起等により日常的に意識の向上を図る。

(2) セクハラ、わいせつ行為の防止（4月・6月）

ア 目標：セクハラ・わいせつ行為を未然に防止する。

イ 行動計画

- i) 職員に加え生徒に対しても、職員との適切な携帯電話等の使用に係る意識啓発を図る。
- ii) 風通しの良い職場づくりを推進し、日常的に職員同士がお互いに気付いたことを気兼ねなく指摘し合うことができる環境をつくる。

(3) 体罰、不適切指導の防止（5月・11月）

ア 目標：体罰・不適切指導の発生を未然に防止する。

イ 行動計画

- i) 職員啓発資料をもとに、体罰・不適切指導は行ってはならない行為であることの理解と意識を深める。
- ii) 部活動指導において点検アンケート等を行い、不祥事防止に努める。

(4) 成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止（5月・9月・12月・3月）

ア 目標：成績処理、進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- i) 問題作成・採点・成績処理等の手順について確認するとともに、マニュアルに基づく点検の徹底を図る。
- ii) 進路関係書類の管理、発行に当たり複数の職員で確実な点検を行う。

(5) 個人情報等の管理、情報セキュリティ対策（パスワード設定、誤廃棄防止）（7月・10月）

ア 目標：個人情報を適切に管理し、個人情報の流出を未然に防止する。

イ 行動計画

- i) 情報セキュリティ点検を実施し、併せて、個人情報保護・情報セキュリティについての職場研修を実施する。
- ii) 個人情報収集許可及び校外持ち出し許可手続きの徹底を図る。更に、情報の保管・破棄についての再確認を行う。

(6) 会計事務等の適正執行（6月・11月）

ア 目標：公費、私費の不適正処理を防止する。

イ 行動計画

- i) 「私費会計事務処理の手引」に基づき、私費の適正な処理に努める。
- ii) 部活動費は各部ごとの通帳管理を徹底し、適正な処理に努める。

(7) 交通事故防止、酒酔い・酒気帯び運転の防止、交通法規の遵守（5月・12月）

ア 目標：交通事故の発生を未然に防止するとともに、酒酔い、酒気帯び運転を未然に防止する。法令遵守を徹底する。

イ 行動計画

- i) 過去の事例などの情報を提供し、交通事故の種類・原因についての認識を深める。
- ii) 飲酒の機会の増える時機を見計らって、職員全体に注意喚起を行い、飲酒運転のみならず交通法規の遵守の徹底を図る。

(8) 入学者決定業務における事故防止（1月・2月）

ア 目標：入学者決定業務における事故を未然に防止する。

イ 行動計画

- i) 「入学者決定実施要項」に基づいてシミュレーションを実施し、問題点の把握、担当者間での徹底した共通理解を図る。
- ii) 採点・点検業務を事故なく遂行できる体制を整備し、マニュアルに従って点検・確認を実施する。
- iii) 平成29年1月～2月を入学者決定業務に係る個人情報保護重点月間と定め、マニュアルに基づく点検の徹底を図る。

3 検証

(1) 第1回検証

2に規定する行動計画について、平成28年10月中旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成28年12月までに補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(2) 第2回検証

2に規定する行動計画について、平成29年2月初旬までに実施状況を確認し、未実施があった場合は、平成29年3月中に補完措置を講ずる。また、各目標達成に向けて行動計画を修正する必要がある場合は、必要な修正を行う。

(3) 最終検証

2に規定する行動計画について、平成29年3月初旬に実施状況を確認するとともに、各目標達成についての自己評価を行う。

4 実施結果

3(3)の検証を踏まえ「実施結果」を取りまとめた上、相模原中等教育学校HPに公表する。